

グロウヴリーの森——その歴史的諸相——

遠山 茂樹

はじめに

古来、森は人々の暮らしと密接な関係にあった。いうまでもなく、森の木々は家庭用・工業用燃料となる薪炭、垣根、家具、農耕具、家屋、城、教会、修道院などさまざまな用途に用いられ、特にイギリスではオウクは、船舶の建造用材として重要な位置を占めていた。また森は地域住民にとっては、家畜、とりわけ豚の放牧にとって不可欠の存在であった。

イギリスの歴史をふりかえってみると、一〇八六年のドゥームズデイ調査当時、すでに各種用材を確保するための〈萌芽林 (*silva minuta*)〉がつくられ、一定期間を置いて定期的に伐採する〈コピス (*copice*)〉とよばれる森があったことが明らかである。また、家畜の林間放牧の慣行を想起せしめる〈放牧林 (*silva pastilis*)〉の存在も確認されている。

ドゥームズデイ調査の対象となった土地の総面積は二七〇〇万エイカーで、そのうち森林地は四一〇万エイカー、すなわち全体のおよそ一五%を占めていた。この割合は、現代の水準からいっても、かなり低いといえよう。オリヴァ・

ラッカムの表現を借用すれば、一世紀のイングランドは、現代のポルネオというよりも、むしろフランスのようであり、鬱蒼とした森に覆われていたという一般的なイメージからはほど遠かった。^①一説によると、イギリスでは、森林の開墾は一二・一三世紀の「大開墾時代」を待たずして、すでに先史時代から始まっていたのである。^②

『ドゥームズデイ・ブック』に引き続く八〇〇年余りの間に、イングランドの森林地は、全体でおよそ三分の二ほど減少したといわれている。いうまでもなく地域差はあったが、森林の豊富な地方では減少率も高かった。たとえば、ウスターシャーを例にとると、一〇八六年当時、同州の四〇%が森林に覆われていたが、その九割方は失われてしまった。同様に、スタッフフォードシャーの場合も、一〇八六年当時の森林の八割方が失われた。他方、イングランド南西部のコーンウォルやデヴォン地方では、逆に、森林地は増大したものと推測されている。^③

ちなみに、筆者の手元にある簡便なデータファイルによると、一九九九年におけるイングランド、スコットランド、ウェイルズ、北アイルランドの森林占有率は、それぞれ全体の面積のおよそ八%、一六%、一二%、六%であり、「連合王国」全体では一〇・一一%と、ヨーロッパ全体の平均値三・〇%をかなり下回っている。^④

ところで、一〇六六年のいわゆる「ノルマン征服」以降、イングランドには上述した自然景観としての森とは性格を異にする、いわば法制度上の森があった。それが、ヘフォレスト(Forrest)である。ヘフォレストとは、現代英語では言うまでもなく一般的に「大きな森(large wood)」を意味するが、この意味で使用されるようになるのは一七世紀半ば以降のことで、本来は、国王のみが独占的に鹿・猪の狩猟権を行使し得た広大な御狩場を意味した。ヘフォレストという語は、したがって、元来、「木」ではなく主に「鹿」と結びついていた言葉なのである。『ドゥームズデイ・ブック』においても、ヘフォレストは自然景観としての森を指すsivaとは厳格に区別され、forrestという語で示されている。^⑤

ドゥームズデイ調査時には、イングランド全土で二五あまりのヘフォレストがあったが、そこにはフォレスト法

(Forest Law)なる独自の法体系がしかれ、特別の役人と裁判所がおかれていた。ヘフォレストへの指定は、あくまでも国王の恣意に基づくものであったが、森林地のみならず、ヒースの原野、湿地帯、沼沢地、耕地、それに村や町も含むことがあった点に留意しなければならない。この法理上のヘフォレストへは、ラッカムによれば、自然景観としての森の少なくとも五倍の広さをもっていたというが、J・R・ビレルやC・R・ヤングが指摘しているように、フォレスト地域もかなりの部分は、森林地帯で占められていたと考えるのが妥当のよう⁶⁾だ。

本稿では、イングランド南西部ウィルトシャーにあるグロウヴリーの森をとりあげ、その歴史的諸相をさぐってみたい。前半では、中世国王によるヘフォレストへ資源の活用の実際を、できるだけ具体的な事例に即して検討し、後半では、中世以降にこの森を舞台にくりひろげられた地域住民と有力貴族との争いを、木材採取権に的を絞って跡づけてみたい。もとよりこれらは、この森にまつわる歴史のへ一断章へにすぎず、全般的な考察を意図したものではないことをあらかじめお断りしておきたい。

I 中世グロウヴリー・フォレストの諸相

ソールズベリーの西方数キロメートルほどの所に位置するウィルトン(Wilton)は、イギリス屈指のカントリー・ハウスのひとつに数えられるウィルトン・ハウスの所在地として有名であるが、その北西部に今日「グロウヴリーの森(Grovely Wood)」として知られている約二〇〇〇エーカーほどの森がひろがっている。現在この森はペンブルック伯爵の所領の一部を構成しており、東半分は森林局(Forestory Commission)に貸与されている。

このあたり一帯に森林地が存在していたことを窺わせる最古の文書史料は九一〇世紀のもので、たとえば九三六年

North Ugfordの土地証書では、Wudoweg (the way to the wood)がその境界の一部を成している。また、これよりも古い八六〇年のDintonの証書では、Hryegleahが境界標識のひとつになっており、leahという語尾から孤立した森林地帯の存在が推測される。⁽⁷⁾

一〇六六年のいわゆる「ノルマン征服」後、⁽⁸⁾グロウヴリイの森は、フォレスト法の適用を受ける。グロウヴリイ・フォレストは、一〇八六年の『ドゥームズデイ・ブック』に明記されている数少ないヘフォレストへのひとつで、同書には、「王の林務官たちが、「現今」グロウヴリイ・フォレストにおいて、一・五ハイド「の土地」を保有している。その価値は三シリング。(Forstarri regis tenent i hidam et dimidiam in foresta de Gravelinges. Valet xxx solidos.)」⁽⁹⁾内は、筆者による補足)との記載が残されている。⁽¹⁰⁾

ヘンリー二世治世初期の財務府大記録によれば、グロウヴリイ・フォレストの御料林長官は、毎年一〇シリングの請負料を納付すべき義務を負っており、そのうち十分の一(一二ペンズ)をソールズベリ司教座聖堂参事会員に供与し、国庫には残りの九シリングを納付していた。⁽¹¹⁾

中世のグロウヴリイ・フォレスト地域には国王をはじめ、ウインチェスター修道院長、ウィルトン女子修道院長、シヤツベリ女子修道院長などの所有する森があった。一二世紀後半の財務府大記録には、ウィルトン女子修道院長やウインチェスター修道院長が、それぞれ自分の所有する森で樹木の乱伐をおこなったかどで課された罰金が記載されている。たとえば、ヘンリー二世治世第三二年度(一一八四―八五)の財務府大記録には、「ウィルトン女子修道院長は、ニユートンの森の荒廃に関して、一マークの会計報告をおこなう(Abbatissa de Wilton' redd. comp. de j. m. pro wasto bosside Niwenton.)」⁽¹²⁾といった記載がみとれる。⁽¹³⁾フォレスト地域内に森を所有する者は、その森がたとえみずからの所有林であっても、過度の樹木伐採は禁じられ、罰金刑の対象となったのである。また、リチャード一世治世第一年度(一一八九―九〇)の財務記録によれば、「ウインチェスター修道院長のストックトン村は、同一の事由により「乱

伐のかどでの謂「筆者」半マークの罰金 (*Et de dim. m. de uillata de Stocton' prioris Wint. pro eodem.*) を納付しなければならなかった。⁽¹⁾

一二世紀の大部分を通じて、グロウヴリイ・フォレスト地域の面積は、およそ二〇平方マイルであったと推定されている。一二世紀半ば(一二五七年)に実施されたフォレスト審問では、*Hanging Langford, Little Langford, Great Wishford, Ditchampton, Ugford, Burcombe, Barford St. Martin, Baverstock, Dinton, Telfont Evias, Telfont Magna* といった村々が告発されており、これらの村がグロウヴリイ・フォレストのいわゆる「フォレスト村」を構成していたことが窺える(末尾、掲載地図を参照)。その後、一三〇〇年にあらたにフォレスト境界踏査が実施され、西側区域がフォレストの指定解除をうけた結果、グロウヴリイ・フォレスト地域は約七・五平方マイルにまで縮小された。⁽²⁾

ロイヤル・フォレストは、近在の施療院や修道院に「国王の贈与 (*de dono regis*)」⁽³⁾ というかたちで多大な恩恵を施したが、グロウヴリイ・フォレストも例外ではなかった。たとえば、一二三三年には、国王はウィルトンの西門の外にある聖ヨハネ施療院に対して、同施設に暮らす人々のためにグロウヴリイ・フォレストから「荷車三〇台分のサンザシを (*xxx. carcatas spinarum*)」⁽⁴⁾ 燃料用として贈与している。同様に一二三四年にも、聖ヨハネ施療院に対して、グロウヴリイの森から「荷車二〇台分の下生え (*xx. carcatas subbosci*)」⁽⁵⁾ が、燃料用として下賜されている。

アングロ・サクソン時代以来の長い伝統をもつウィルトン女子修道院は、一二三四年に、燃料用木材としてグロウヴリイ・フォレストから「五本の枯木 (*quinque robora*)」⁽⁶⁾ を受領している。こうしたグロウヴリイの森からの薪の贈与は、ウィルトン修道院に限らず、しばしばおこなわれているところである。

一二五六年には、国王は当時クラレンドンの王の代官であったロバート・ド・ストップラムに対して、ウィルトンの修道院長に一二本のオウク・グロウヴリイ・フォレストから六本、メルチェット・フォレストから六本——を贈与するよう命じている。それらのオウクは、当時老朽化がすすんでいた修道院の修築に充当されることになっていたが、「そのす

すべての切り枝ともども、建材、木舞に仕立てられ、修道院の各建物に使用されるべきこと (cum omnibus escaetis suis, ad maeremium et ad cindulas inde faciendas ad domos suas,) が明記されている。⁽¹⁵⁾ こうした細かな指示は、たとえば、国王ヘンリー三世が一二二九年に家臣ヒューバートに対して、「葉をつけていない古木を六本 (six vetera robora folia non ferentia) 」グロウヴリイ・フォレストから贈与したことを示す記録にもみうけられるところである。⁽¹⁶⁾

クラレンドン在の王宮建築のために、グロウヴリイ・フォレストから木材が提供されるよう命じている一二四四年の史料では、「一〇〇本の樹幹 (c. fusta) 」あるいは「一〇〇本の梁材 (c. ligna ad maeremium) 」といったように、⁽¹⁷⁾ 木の枝葉の部分については触れられておらず、用途に応じて、樹木のどの部分が贈与されるべきか、明確に指示されていたようだ。クラレンドンの王宮建築のため、一二四五年には「三〇本のオウク (xxx. quercus) 」が、さらに一二四七年にも「建材 (maeremium) 」の提供が求められているところから、⁽¹⁸⁾ グロウヴリイの森は、当時クラレンドン宮殿に多くの建築資材を提供していたことが明らかである。

グロウヴリイの森から六マイルほどの距離にあったエイムズベリ女子修道院は、チュート・フォレストとグロウヴリイ・フォレストの双方の森から、毎日、二頭の馬で引かれた荷車二台分の薪を運んで来る権利をもっていた。一二三九年には、この権利が再確認され、同修道院から荷車を引く馬をもう一頭増やして欲しい旨の請願が出されている。⁽¹⁹⁾

グロウヴリイの森は、北部のイングルウッドの森とならんで、赤鹿の産地としても知られていた。鹿は、木材や薪と同様、国王の寵臣への贈与物として利用されたほか、国王の食卓に供すべく専従の狩人によって捕獲された。たとえば、一二四七年の史料には、国王ヘンリー三世が「国王の使用に供すべく、七頭の雄の赤鹿をグロウヴリイの森で捕獲するため (ad capiendum in bosco de Graveling, vij. cerros ad opus regis.) 」二名の狩人を派遣している記録が残っている。⁽²⁰⁾ 鹿は国王宮廷の食料源として、無視することのできない存在だった。

ところで、ヘンリー三世治世期の封緘特許状記録集には、森の入会慣行やヘコピスン経営に関連する興味深い史料が

含まれている。以下①～③に記した史料は、いずれもヘンリー三世治世第三七年度（一二五二年）のものだが、順にみてゆへんにこのよう。

〔史料①〕

Mandatum est ballivo de Clarend' quod permittat homines de Bereford' et Wichcheford' habere communam sicut habere consueverunt in illa parte ballive de Graveling' ubi subboscus non venditur; proviso quod places vacuas ubi subboscus exciditur non ingrediarur. Teste ut supra. (下線部、筆者)

この史料は、クラレンドン¹⁾の代官に対して、バーフォードとウィッシュュフォードの人々がこれまで慣習的に保持してきたように、グロウヴリイ・フォレストの管轄区のうち下生えが売却されていない場所で、共同利益権 (*communam*) を保持すること²⁾を認めるよう命じている。「但し、下生えが伐り倒され、空地になっている場所には、立ち入ってはならないという条件で」(右記「史料①」の下線部)という、付帯条件がついている。

〔史料②〕

Mandatum est Galfrido le Chamberlein et sociis suis venditoribus subosci regis in comitatu Wilhes' quod sine dilacione vendant subboscum regis clausum in Graveling' nec commitant pro illis qui vendicant sibi communam in eodem bosco. Teste ut supra. (下線部、筆者)

この史料では、ウィルトシャーにおける国王の下生え販売人たるウィルリッドとその同僚たちが、遅延なく「グロウヴリイにおいて囲い込まれている国王の下生えを」(右記「史料②」の下線部)売却するように、また、グロウヴリイの森における共同利益権を主張する人々の権利をないがしろにしないよう命じられている。

〔史料③〕

Mandatum est Galfrido le Chamberleng', Odoni de Grimstede, Ricardo de Demeford' et Johanni de Colum-

bar' quod omnes placeas bosci regis de Graveling¹, de quibus subboscum per preceptum regis venderunt, claudi faciant, ita quod dampnum inde rex non incurrat, nec homines de Bereford¹ et Wycheford¹ vexentur per imparmentum averiorum suorum in clauso illo, et residuum subbosci predicti bosci non vendant, donec aliud a rege mandatum receperint. Et rex vult quod cum subboscus predictus excreverit, prefati homines communitam suam ibidem habeant, sicut eam prius habere consueverunt. Teste ut supra. (下線部 筆者)

この史料では、ウィルフリッド、オドー、リチャード、ジョンという四名の下生え販売人たちが、「国王の命によって下生えが売却されたグロウヴリーの御料林のすべての場所を柵で囲い込むよう」(右記「史料③」の下線部)命じられている。国王が損害を被ることのないように、また、バーフォードならびにウィッシュュフォードの人々が、その囲い地で自分達の家畜を閉じ込められて迷惑を被ることがないようにとの趣旨からである。森の下生えの残余部は、国王の命令を受理するまでは売却してはならないとされ、さらに国王は、上述の下生えが成長した時には、従来の慣行通り、上記二村落の人々がそこにおいて共同利益権をもつことを認めている。²³⁾

以上①②③の史料からは、次のようなことが明らかであろう。まず第一に、グロウヴリー・フォレストの下生えが国王の派遣した専従の販売人の手によって、ひとつの商品として売却されていたということ。第二に、下生えが伐採・売却された後は、かかる場所は一定期間囲い込まれるべきこととされていた。これはおそらく、萌芽や若木が鹿や家畜によつて喰い荒らされるのを防ぐために採られた措置であつたと思われる。第三に、地域住民の家畜の林間放牧をはじめとする森の慣習的権利は、ヘコピスへの更生を妨げない範囲内で、尊重されていたということである。

O・ラッカムによれば、グロウヴリー・フォレストは、柵で囲われた萌芽林(coppices)と柵囲いのない区域(plains)とに分割されていた。このような「区分け」のしてあるフォレストには、グロウヴリーのほかにロッキンガム(ノーサンプトン)、ウィッチウッド、ハットフィールド、リトル(以上、エセックス)、克蘭ボーン・チェイス

(ウィルトシャ)があつた。⁽²⁴⁾

また、P・グーによれば、グロウヴリイ・フォレストにおけるヘコピスンの下生え売却についての最初の詳細な記録は、一三六一年のヘエブズベリ・コピス(Ebsbury Coppice)(末尾、掲載地図参照)に関するもので、そこには三八名の下生え購入者の氏名が、購入された下生えの量と共に記されているという。下生えの値段は、一エーカーにつき六シリングで、このヘエブズベリ・コピスンからは、総計三三エーカー相当の下生えが売却された。売却された下生えのなかには、長さ三三八パーチに及ぶヘコピスンの柵を修復するための木材も含まれており、朽ちた柵の修復費用は、一パーチ当たり一ペニとされた。⁽²⁵⁾

一四八三年以前には、新たに伐採されたヘコピスンは三年間しか囲い込まれなかつたが、同年の制定法によつて、「新芽を保護するため」⁽²⁶⁾ 囲い込み期間は、七年間とすべきことが定められた。一五七〇年に女王エリザベス一世がロイヤル・フォレストにおけるヘコピスン経営の慣行を保護すべく制定した法律では、新芽が出てから八年間は、林務官はいかなる家畜もヘコピスン内に入れてはならぬとされ、鹿も新芽に損害を及ぼすことは禁じられた。また、林務官たちは、ヘコピスン内で発見した家畜を、柵囲いに閉じ込める権利を与えられていた。⁽²⁷⁾

右でみた一二五二年の「史料③」にみられる二つの村の家畜の保護に関する文言も、この一五七〇年の法律において、林務官に付与された家畜の取締まりに関する権限を想定すると、理解しやすい。

一五六六年の調査によると、グロウヴリイ・フォレストは一五の“区画”(compartments)に区分されていた。具体的には、四六―一六エーカーの面積をもつ一四のヘコピスンと六〇エーカーの牧草地で、総面積は一、〇七一エーカーであつた。ラッカムによれば、当時は一四年周期でヘコピスンの囲込み経営がおこなわれていたらしい。⁽²⁸⁾

さて、これまで見てきたように、グロウヴリイの森は各種宗教施設、国王の邸宅、国王の寵臣、宮廷の食卓、そして地域住民などに、さまざまなかたちで恩恵を与えていたが、この森の実際上の管理は、二名の世襲林務官(Fore

Forester) によっておこなわれていた。Grim's Dyke (末尾、掲載地図参照) を境界区分線として、北の管区と南の管区にそれぞれ一名ずつ林務官がおかれており、彼らは、職務の代償として、グロウヴリイ・フォレストにおいて種々の権利を保持していた。

たとえば、北部管区の林務官は、一四世紀半ば(一三五一年)の史料によれば、グロウヴリイ・フォレストの下生えから、御料林長官の監視の下で、家屋修築用材(housbote)、柵・垣根用材(heibote)、燃料用材(furbote)を採取し、羊および山羊を除くすべての家畜の放牧権を持っていた。⁽²⁹⁾

同様に、南部管区の林務官は、一四世紀前半(一三〇五年及び一三一九年)の史料によれば、家屋修築用材、柵・垣根用材、あらゆる枯木、シダ植物、かまど用の薪、山羊を除くすべての家畜の放牧権を与えられていた。⁽³⁰⁾

既述のように、一三〇〇年以後、グロウヴリイ・フォレストは、西側区域がフォレスト指定を解除されたこともあって縮小するが、その境界内には多くの村を含み、地域住民を何かと悩ませていた。一四世紀を通じて、地域住民の頭痛のたねであったのが、ほかならぬグロウヴリイの森に棲む猟獣(鹿)であった。鹿によって耕地を踏み荒らされ、収穫も望めないといった事態が生じていたのである。

たとえば、バーフォード・セント・マーチンに土地を保有していたヘンリー・ペヴァレルなる人物に関する一三六二年の審問調査記録によると、彼がバーフォードに保有していた一六〇エーカーの土地のうち、四〇エーカーは資産価値ゼロと評価されている。それは「その土地がグロウヴリイの王の森に隣接し、そこに棲む猟獣によって踏み荒らされているため」⁽³¹⁾であった。

フォレスト地域にあつては、鹿に危害を加えることは重罪に等しかつたし、無許可で耕地の周囲に囲いを巡らすこともフォレスト法違反として、刑罰の対象になつたのである。

さらに、グロウヴリイ・フォレストを管理していた林務官たちの悪行も、地域住民にとっては目に余るものがあつた

ようだ。一例を挙げれば、道すがら通行人をみかけると、勝手に御料林地域の「通行料 (cheminage)」なるものを取り立てるといった具合であった。一三五五年にソールズベリにおいてフォレスト巡回裁判が開廷されたとき、ウィルトンの町がグロウヴリイ・フォレストの区域内に含まれるかどうかが問題となった。森の巡察吏たちは、ウィルトンもフォレスト区域内にあるとして、町民に今後フォレスト法廷に出廷するよう命じ、さらにウィルトンの各所で「通行料」を取り立てた。ウィルトンの人々はこれに抗議し、最終的には、上記巡回裁判の開廷から約二〇年後の二三七四年に、ウィルトンの住民には、古来、フォレスト法廷に出廷する義務がなかったこと、また、通行料の徴収は、従来ウィルトン西端の一か所でおこなわれていなかったことが確認されたのであった。¹²⁾

Ⅱ 慣習から犯罪へ——木材採取権をめぐる——

グロウヴリイ・フォレストは、一五五一年、時の国王エドワード六世によってペンブルック伯爵位を授かったウィリアム・ハーバート (William Herbert) に下賜されるが、それ以降、グロウヴリイの森を管理するペンブルック伯と地元住民との間に軋轢が生ずるようになる。その大きな原因は、グロウヴリイの森における木材採取権にあった。一六〇三年三月に開廷されたグロウヴリイ・フォレスト法廷において、グレイト・ウィッシュフォード (Great Wshford) ならびにバーフォード・セント・マーティン (Barford St. Martin) の代表者は、自分たちの村は、グロウヴリイ・フォレストにおいて、家畜の放牧権に加え、木材採取権を慣習として保持してきた旨の証言をおこなった。残された証書には、木材採取権の内容が詳細に記されているが、その骨子を記せば次のようになる。¹³⁾

(一) 両村落の領主、自由土地保有者、借地農ならびに住民たちは、五月祭 (May-day) の早朝から聖霊降臨祭の第一月曜日 (Whitmonday) の夜までの期間中、毎土曜日および半休日の夕方に一回、また毎日曜日ならびに祭日には朝夕二回、随意に、大枝 (Boughs) を採取することが認められている。〔第四項〕

(二) グレイト・ウイシュフォードの領主、自由土地保有者ならびに借地農は、毎年、聖木曜日 (Holy Thursday) 頃に、またバーフォードの領主、自由土地保有者ならびに借地農は、聖霊降臨祭の第一月曜日に、それぞれ人力で牽引される荷車一台分の木々 (Trees) を伐採・搬出することが認められている。〔第五項〕

(三) 両村落の住民は、グロウウリーの森で、倒れている大枝や、手で折ったり鉤のついた棒竿で引つ掛けて取ることができるあらゆる種類の枯木・枯枝 (Dead snapping wood) を、随意に、いかなる制限も受けることなく、採取することができる。但し、両村落以外の住民は、いつ何時でも、この限りではない。〔第一〇項〕

(四) 両村落の領主、自由土地保有者、借地農は、屋根葺用の小枝、編み垣の支柱用材 (Fouid-Shoars)、編み垣用の長い小枝 (Wrethers) を、いつ何時でも、いかなる制限も受けることなく、採取することができる。領主や各借地農たちは、毎年四旬節前三日 (Shrove-tide) に、森番に雌鳥一羽を提供すること。〔第一三項〕

当証書によれば、グレイト・ウイシュフォードとバーフォードの村民は、これらの権利を「古来の慣習」として、「記憶の及ばざる時代から」保持してきたのであった。両村のグロウウリーの森における入会慣行は、前節においてみたように、少なくとも史料的には一三世紀にまで遡り得るものであり、それ以前からの「慣習」であった可能性は高い。

ウイシュフォードとバーフォードの両村民は、他の周辺地域住民が草木採取権を行使することに対しては、かなり敏感になっていたようだ。というのも、両村の代表者は、上述した一六〇三年三月の法廷において、ウイルトンを含む合計七カ村の地域住民が「グロウウリーの森に足しげく通っては、そこでシダ類の草木や木々を、その権利がまったくない

のに、採取している⁽³⁴⁾と申し立てているからである。結局、この申し立ては聞き入れられ、それ以後、両村民以外の者による木材採取をやめさせるようペンブルック伯の森番に命令が下されたのであった。

ペンブルック伯にしてみれば、どの村の者であれ、とりわけ鹿の出産期にグロウヴリーの森に足を踏み入れられることは耐え難いことであつた。ウィッシュフォードの住民は、ペンブルック伯のたびかさなる異議申し立てに遭遇し、一六八一年には、やむなくグロウヴリー・フォレストにおける木材採取権を放棄する。それに代えてウィルトン教区内にあるヘバートンポール・メドゥンと呼ばれる牧草地からあがる収益六ポンドを、毎年ペンブルック伯から受け取ることに同意したのである。しかしながら、その支払いは滞りがちで、第八代ペンブルック伯トマス・ハーバート（一六八三—七三三）の頃には、滞納額は相当な額に達していた。そこで一七二二年、ウィッシュフォードの村人たちは、これまでの滞納金の全額ならびに毎年六ポンドを受領する権利の双方と引き換えに、一括二六〇ポンドを受け取り、もつてグロウヴリーの森における諸権利を一切放棄することにした。

だが、はつきりした年月は不明だが、一八世紀のある時点でウィッシュフォード村は再びグロウヴリーの森における木材採取権をとり戻すのである。一方、バーフォード村は、毎年クリスマス時に木炭の支給を受けることに合意し、グロウヴリーの森における木材採取権を二度と再び手にすることはなかつたのであつた。⁽³⁵⁾

ペンブルック伯は、ウィルトンの南方に野ウサギの狩場をもつていた。ジョン・イーヴリンによれば、伯はそこに野ウサギ狩りの競争路を設け、訪れる賓客を楽しませていたといふ。⁽³⁶⁾一八世紀に当地を訪れたダニエル・デフォは、そのウサギの狩場が既に何年もの間、野ウサギたちの聖域と化していたことを伝えている。⁽³⁷⁾同時に、そこは地域住民たちにとっては格好の密猟の場ともなっており、多くの野ウサギが捕獲されたほか、木材盗伐もさかんにおこなわれていた。その証拠に、一八世紀後半には、ウィルトンやその周辺の多くの貧しい労働者や織工たちが、ペンブルック伯の野ウサギ狩場から木々を盗んだかどで、同伯の森番によつて告発されているのである。⁽³⁸⁾

だが、こうした盗伐事件は、いうまでもないことだが、ひとりペンブルック伯の領地においてのみ発生していたわけではなかった。それどころか、木材の盗伐犯罪は一八世紀イングランドの農村地帯では最もありふれた犯罪であり、そのために各地で多くの貧しい労働者が即決裁判の憂き目に遭遇したのである。盗伐犯罪が一八世紀に増加した背景にはさまざまな要因が考えられるが、木材資源の枯渇に伴い、政府レベルでの樹木犯罪者に対する取り締まりが強化されていたという事実を見逃してはならないであろう。

木材資源の枯渇は、それ自体大きな問題を内包しているが、一例を挙げれば、海軍に深刻な影響を及ぼした建艦用材の不足は、オウクの価格上昇によく反映されている。G・A・バラードによれば、七四備砲門第三級艦の一トン当たりのおウク材価格は、一七世紀一八九世紀初頭にかけて、次のように推移した…一六〇〇年、五ポンド一〇シリング…一六七五年、九ポンド…一六九三年、一一ポンド五シリング…一七一九—四一年、一二ポンド一三ポンド…七年戦争期（一七五六—六三年）、一六ポンド一七ポンド…一七七五—一八〇二年、二〇ポンド一三ポンド…一八〇三年、三四ポンド一〇シリングそしてオウク不足が最も深刻だった一八〇五年が三六ポンドであった。⁽³⁹⁾

さらに重要なことは、一八—一九世紀初めにかけて、いわゆるヘコピス・ウッド (copice-wood) に対する需要も漸増してゆき、その価格が上昇したという事実である。農村地帯では、貧しい農民たちにとって、森の木々が主要な燃料資源であることに変わりはなかった。また、木炭も、製鉄業ではほとんど使用されなくなったとはいうものの、火薬製造、醸造所におけるホップの乾燥、肥料用石灰岩の燃焼といった用途において、需要が増大したのである。ヘコピスンにおける木材生産は、イングランド全体とはいわないまでも、少なくともイングランド南部、ミッドランド地方西部、それに湖水地方では、従来以上に集約的におこなわれ、特化していった。一八世紀および一九世紀にイングランドにおいて最も重要な木材生産地域となったのは、ほかならぬこれらの地域であった。⁽⁴⁰⁾

樹木犯罪に対する政府の取締まりは、一七世紀半ばより徐々に強化されていった。ロバート・ブッシュアウェイによ

ると、樹木犯罪に関する立法には、二つの決定的に重要な時期があった。その最初の時期は、「王政復古」の初期である。すでに「内乱」勃発以前の1630年代、南部・西部地域ではドーセット、ウィルトシャーを中心にフォレストの囲い込みに反対する暴動がおこっていた。ウィルトシャーのブレイドン、ウースターシャーのフェクナム、ドーセットのギリガンガム、グロースターシャーのディーンといったフォレスト地域が主な暴動発生地帯であった。ブレイドン・フォレストでは女装をした「レイディ・スキミングトン」(Lady Skimmington)が暴徒たちを率いて、柵や生垣を破壊した。この時、暴徒たちは、生垣や柵を破壊したのみならず、森林地へのアクセス権、家畜の放牧権、木材採取権といった伝統的な権利の確保も視野にいれつつ、行動していたのである⁽⁴¹⁾。

「内乱」期には、社会の混乱に乗じて、おそろくこれまで以上に木材の盗伐が行われ、一般の人々も、随意に木材を採取していたにちがいない⁽⁴²⁾。かくして、「王政復古」後の1663年には、不当な樹木・下生えの伐採、盗木、若木の破壊、垣根・柵の持去りなどに対する厳罰が定められ、また1670年には、植林地や囲いの破壊者に対する刑罰が定められたのであった⁽⁴³⁾。

樹木犯罪に対する第二の統制強化は、一七六六年の立法によってはかられた。この年、樹木・下生えに関する重要な法律(6 George III, c.48)が發布され、これによって意図的な「建材用樹木(Timber trees)」の伐採、倒木はもとより、樹皮を剥いだり、木の枝を採取することすら禁止されたのである。ここでいう「建材用樹木」とは、具体的にはオウク、ブナ、クリ、クルミ、トネリコ、ニレ、イトスギ、モミ、ライム、オオカエデ、カバの木を指した。後年、これにポプラ、ハンノキ、カラマツ、カエデ、シデが加えられることになる。これらの樹木名を逐一あげたのは、ほかでもない。容易に推測されるように、これらの樹木はイングランドの大部分の地域に繁茂しているものであり、つまるところ、当法律の下では、どの樹木を伐つても、また、小枝を一本採取しても犯罪につながったのである⁽⁴⁴⁾。

一七世紀にあつては、木材採取は「あいまいな行動領域」⁽⁴⁵⁾とみなされていたが、この一七六六年の法律によつ

て、想定されうるすべてのあいまいさが払拭され、木材採取は明確に犯罪性を帯びることになったのである。

一七六六年の法律では、初犯・再犯は罰金もしくは禁固刑、三犯は七年間の流刑と定められた。また、「建材用樹木」以外の「木 (Wood)」「すなわち、下生え、生け垣用材、ヒイラギ、サンザシの採取は、四〇シリングの罰金もしくは一か月の禁固刑、それに公衆の面前における鞭打ちの刑がまつていた。さらに、一八世紀の慣行に従い、犯罪の通報者には報償金が与えられることになっており、それによつて犯罪者の摘発が促進された。そのための広告まで出されたほどである。犯罪の幫助者に対しては過重な罰金が課された。また、夜間の犯罪は重罪とみなされ、犯罪者は七年間の流刑に処せられた。⁽⁴⁾

実際、一八世紀には、盗伐犯罪の摘発・裁判は増加したのである。J・A・シャープも指摘しているように、“薪拾いは、イングランドの多くの地域で、”落穂拾い“同様、慣習として地域住民に認められてきた権利であった。こうした慣習が、犯罪とみなされるようになったところに、一七六六年の法律の危険性があつた。⁽⁴⁾「慣習から犯罪への移行は、木材採取人 (woodgatherer) が増大する法的制裁に直面し、より一層規則的に盗木者 (woodstealer) の烙印を押されるに至つた一七世紀後期ならびに一八世紀に生じた。」⁽⁴⁾

一八世紀には、国政レベルで、木材の確保を意図した法律が数多く制定されている。既述の一七六六年の法律制定以前にも、イギリス国内のみならず北米植民地における不当な木材伐採の禁止や、植林の保護を目的とした法律は出されていた。たとえば、一七二四年には、建材用樹木や果樹その他の植林を促進する法律が議會を通過し、一七一九年にその修正・拡大がなされている。一七一八年には、当時、横行していた木材ならびに獵獣犯罪の防止を目的とした法律が出された。一七五六年には、囲い込みや共用地の植林、不当な樹木伐採の防止に関する法律が發布され、一七五八年に修正がほどこされた。一七六五年には、北米植民地からの厚板、建材などのイギリスへの輸入に対して、助成金の拠出も決められている。⁽⁴⁹⁾このようにみてみると、上記一七六六年の法律も、木材確保を意図した一八世紀の一連の立法の

ピークに位置づけて考えることも可能であろう。

木材採取にからむ犯罪は、ニュー・フォレストをかかえる南部ハンプシヤでも大きな問題となっていた。一七八七年一〇月、『ハンプシヤ・カウンティ・マガジン』の寄稿者は、一七六六年の法律のもつ危険性に触れ、木の実に森にでかける多くの人々は、「みずからが冒している危険を十分に察知することなく、きわめて重い刑をうけることになるかもしれない」と、読者諸氏に警告を発している。

一七九二年八月一三日付の『ハンプシヤ・クロニクル』には次のような別種の警告が出されている。

「ウインチエスター・カレッジ所有のエリンググ教区にある土地に繁茂している樹木が、非道で大胆極まりない略奪者たちによって伐採され、枝を伐り落とされ、盗まれている。盗伐者は、バートリイ近くの住人らしいと考えられている。上述した土地に損害を与え、有罪宣告をうけるであろうと思われる者について情報を提供してくれた者には、二〇ギニーの報償金が約束されている。」⁽⁵⁾

当時ウインチエスター・カレッジはハンプシヤにいくつかの領地を保有していた。とりわけニュー・フォレストの端に位置するエリンググ・マナーは、樹木が豊富な荘園で、その木材収入は当カレッジの貴重な収入源となっていたのである。ところが、その荘園の森林が多大な被害を被ってきたため、カレッジ当局は、これまで以上に木材盗伐の取締まりを強化したらしい。それでも、なかなか木材盗伐は止まなかったようで、一八世紀末のある報告によれば、「この六七年の間に、ざっと見積もっても、カレッジ所有のおよそ三、〇〇〇本の木が伐採されたり、枝を伐り落とされたりして、損害を被ってきた」という。盗伐犯罪は、ハンプシヤでも、広範囲にひろまっていたのである。⁽⁶⁾

Ⅲ 慣習と祭り——グレイト・ウイッシュフォード村の事例——

木材採取に対する取締まりが強化されたまさに一八世紀に、グレイト・ウイッシュフォードの村民が古来の慣習的権利である木材採取権を再びとり戻していたことについては、すでに触れた。これに関連して興味深いのは、村人たちが、その権利を確認するために、毎年、ある“儀式”をおこなっていたということである。

先にみた一六〇三年の古慣習記録中、第一七項および一八項には、当時すでにウイッシュフォードおよびバーフォード両村民が、毎年、聖霊降臨祭の火曜日に、ダンスを踊りながらソールズベリの大聖堂まで赴き、“グロウヴリー！グロウヴリー！オール・グロウヴリー！”の掛け声を唱和しながら、グロウヴリー・フォレストにおける自分たちの慣習的権利を再確認してきた事実が記されている。³³⁾

当初、聖霊降臨祭の時期におこなわれていたこの祭りは、一六六〇年の「王政復古」以降、王政復古記念日にあたる五月二九日に開催されるようになった。ウイッシュフォードの村人たちは、毎年、五月二九日の早朝、まだ夜が完全に明けきらぬうちからグロウヴリーの森に出かけ、緑の若葉のいつぱいついたオウクの大枝を採って来る。そして、その枝で村の教会や自分の家を飾り立てたのである。飾りつけがすむと、参加者全員で行列をつくって村中をねり歩き、五キロほど離れたソールズベリまでくりだした。町の大聖堂に入ると、中央の祭壇にオウクの大枝を置き、全員で「グロウヴリー！グロウヴリー！オール・グロウヴリー！」を唱和した。さしずめ、「グロウヴリー、万歳！万歳！」といったところであろうか。

このセレモニーに対する村人たちの関心は非常に高く、先にふれたように木材採取権が一時ペンブルック伯に譲渡された時ですら、ダンスを踊りながらソールズベリ大聖堂にくりだし、“お祭り騒ぎ”に興ずるといった儀式は続けられていたのである。一九世紀ヴィクトリア朝期になると、祭りの度が過ぎたよううで、教会側からクレイムがつき、一八八

五年までにはへ儀式Ⅱ祭りへはグレイト・ウィッシュユ村でおこなわれるようになっていた。⁵⁴

ペンブルック伯は一八〇七年にウィッシュユフォドの莊園を買い取ると、それまで以上にウィッシュユフォド村の慣習的権利を消滅させようと躍起になった。第一代ペンブルック伯はみずから、枯木の採取を禁止する御触れまで出す始末であった。それも、ひとえにグロウヴリーの森に棲息する鳥獸、とりわけキジの保護のためであったというのである。⁵⁵ 当時、猟銃の発達に伴い、貴族の間では「遊獵」^{スホー}の一形態として飛鳥撃ちが流行していた。ここでは深く立ち入る余裕はないが、キジ、ヤマウズラ、ライチョウなどを主な対象としたいわゆる「シューティング（猟鳥撃ち）」の流行は、密猟問題とも深く関連している。いずれにせよ、有力貴族たるペンブルック伯にとって、キジの保護がキジ撃ちのためであったことは、容易に想像がつく。

一方、グレイト・ウィッシュユフォドの村民も、あくまでへ村の慣習へにこだわった。こうした状況の下、一八二五年に、グロウヴリーの森で木材を採取したグレイス・リードなる女性と三人の仲間が、裁判官に召喚され、罰金刑を受けるといふ事件が発生した。彼女たちは、罰金を支払えなかったため、ソールズベリの監獄に投獄されてしまった。幸いにも投獄された翌日に三人は釈放されたが、それが罰金の支払いによるものかどうかは、はっきりしない。いずれにせよ、その後の調査で村人たちのグロウヴリーの森における木材採取権が確認され、以後、異議の申し立てはおこなわれなかったという。⁵⁶

一八九二年には、今後予想されるグロウヴリーの森における慣習的権利への侵害・攻撃から地域住民を守るため、「没食子クラブ（Oak Apple Club）」なる組織が結成された。当クラブのモットーは、ずばりへ団結は力なりへ（Unity is Strength）。グレイト・ウィッシュユフォドの村祭りには、この頃から同クラブによって運営され、一九五一年以降は、グロウヴリー・フォレストにおける諸権利の主張も、再びソールズベリの大聖堂でおこなわれるようになった。⁵⁷

へ GROVELY! GROVELY! GROVELY! AND ALL GROVELY! UNTY IS STRENGTH への標語を大書した旗を

掲げながら、オウクの枝を手にし、行列巡行をくりひろげる昔ながらの“儀式”は、今日でも続けられているのである。

結びにかえて

さて、ごく限られた史料によるものであったが、これまで明らかにしてきたことを簡単にまとめ、結びにかえたい。

まず第一に、中世にあつてはヘロイナル・フォレストとしてのグロウヴリーの森は、フォレスト請負料、罰金収入、建材・薪の供給などを通じて、国王をはじめ、近在の修道院や施療院さらには王宮の建設などに寄与していたことが明らかである。とりわけ、管見の限りでは、ヘンリー三世治世の一三世紀半ばに木材や鹿の供給が顕著であるが、同様の傾向はハンプシャのパムバー・フォレストやエセックス・フォレストの場合にも見うけられるもので、同王治世のフォレスト行政の大きな特徴といえるかも知れない。

次に、グロウヴリーの森では、ヘコピスとよばれる「萌芽林（矮林）」が設けられ、国王はそこで産出される灌木類を専従の販売人を通じて、定期的に売りさばっていたことが窺える。これとの関連で注目されるのは、二つのヘフォレスト村^①が、家畜の放牧権をはじめとする共同利益権を保持しており、かかる権利がヘフォレスト^②区域内のヘコピス^③においても一定の条件付きで保証されていたという事実である。フォレスト規制の下におかれていた森でも、村の慣習的権利は慎重に守られていたのである。

さらに、これらの慣習的権利は、グロウヴリーの森が一六世紀にペンブルック伯の手にわたつてからも、「古来の慣習」として保持された。とりわけ、グレイト・ウィッシュフォード村は、一時的に木材採取権を同伯に譲渡するものの、最終的にはそれを取戻し、毎年五月におこなわれる「祭り」という“儀式”を通じて保持し続けた。

一八世紀には、木材採取に関する政府の取締まりが強化される。一九世紀に入ると、グロウヴリーの森の近在の村人たちは、ペンブルック伯の“キジ撃ち”というすぐれて貴族的な“レジャー”のために森への立ち入り規制をうけることになった。こうして、地域住民は政府と地元有力貴族という二重の「権力」から、木材採取の規制をうけ、へ慣習へののっとって木材を採取しても、へ盗木者への烙印を押されるに至ったのである。

一八世紀において、共同利益権をめぐる抗争の劇的なエピソードをもたないフォレストやチェイス（貴族の私的大狩猟区）などありえないとは、E・P・トムソンの言葉だが、結果的に木材採取権という古来の慣習を保持し続けたグレイト・ウィッシュフォードの事例は、劇的“であると同時に”希有な“例でもあった。

森を舞台にした樹木の盗伐犯罪は、密猟犯罪とならんで18世紀イギリスの農村社会を特徴づけるものだが、それは、前世紀における柵・垣根の破壊行為や樹木の略奪行為⁽¹⁾、木材資源の枯渇とそれに伴う木材資源の保護立法といった問題とも密接に関連する、すぐれて社会的な問題である。盗伐犯罪に関連するこれらの諸問題は、そのいずれもが別個のテーマを形成するに充分なものであり、その検討については、他日を期したい。

注

〔略語表〕

P.R. : Pipe Rolls (The Pipe Roll Society, London)

C.Cl.R. : Calendar of Close Rolls (The Public Record Office, London)

C.P.R. : Calendar of Patent Rolls (The Public Record Office, London)

V.C.H. Wiltshire : *The Victoria County History for Wiltshire*

W.A.M. : *Wiltshire Archaeological and Natural History Magazine*

Wiltshire Inquiries, p.m. 1242-1326 : E.A. Fry ed., *Abstracts of Wiltshire Inquisitions Post Mortem, A.D. 1242-1326* (The Index Library) , London, 1908.

Wiltshire Inquiries, p.m. 1327-77 : E. Stokes ed., *Abstracts of Wiltshire Inquisitions Post Mortem, A.D. 1327-77* (The Index Library) , London, 1914.

(一) O. Rackham, *Trees and Woodland in the British Landscape*, London, 1976, pp.48-54 ; *idem*, *The History of the Countryside*, London, pp.75-79.

(二) C. Taylor, "The Making of the English Landscape-25 years on" *Local Historian*, vol.14, No. 4, 1980, pp. 195-201 ; 〇・ネーラー「こゝれが、イギリスでは、紀元前二五〇〇年以降、大規模な森林開墾がおこなわれたところ」(C. Taylor, *Fields in the English Landscape*, London, 1975, p.22) .

(三) O. Rackham, *Trees and Woodland*..., p. 53.

(四) *UK Datafile 1999*, Foreign & Commonwealth Office, London, May, 1999, p. 53.

(五) H. C. Darby, *Domesday England*, Cambridge, 1977, pp. 195-201 ; *idem*, "Domesday Woodland" *Economic History Review*, 2nd ser., vol. III, 1950-51, p. 3 ; *idem*, ed., *A New Historical Geography of England before 1600*, Cambridge, 1976, pp.52-57 ; R. Glasscock, *Historic Landscapes of Britain from the Air*, Cambridge Univ. P., 1992, pp. 80-82.

(六) O. Rackham, *Ancient Woodland*, London, 1980, pp.175-9 ; J. R. Birrell, "The English Medieval Forest" *Jour-*

nal of Forest History, vol.24, no.2, 1980, p.78 ; C.R.Young, *The Royal Forests of Medieval England*, Leicester University Press, 1979, p.2 ; L.M.Cantor, *The English Medieval Landscape*, University of Pennsylvania Press, Philadelphia, 1982, p.57.

- (7) Pamela Gough, "The Woodlands of the Royal Forest of Grovely "*The Hatcher Review*, Spring/Summer, No.7, 1979, pp.19-21. グロウヴリイ・フォレストを含む中世ウェセックス地方の「狩場」については、James Bond, "Forests, Chases, Warrens and Parks in Medieval Wessex", *The Medieval Landscape of Wessex*, ed., Michael Aston and Carezza Lewis, Oxford, 1994, pp.115-158 を参照。

ワイトンの歴史については、V.C.H.Wilts., vol.IV (1959), pp.1-50 に詳しい。邦語文献では、一八世紀イギリスの議会政治との関連で、青木康教授が、ワイトンとペンブルック伯について触れておられる。青木康『議員が選挙区を選ぶ』、山川出版社、一九九七年、一一一―一三三頁参照。なお、一八―一九世紀の刊行物にみられるグロウヴリの森の地図は、John Chandler, ed., *Printed Maps of Wiltshire 1787-1844*, Wiltshire Record Society, vol.52, Trowbridge (1998), 27 D1, 28 A1, 133 C3, 160 D3, 180 B2 に掲載されている。

- (8) H.C.Darby and R.Welldon Finn ed., *The Domesday Geography of South-West England*, Cambridge, 1967, p.37 ; V.C.H.Wilts., vol.II (1955), p.165.
- (9) たとえば、*P.R.5 Henry II*, p.39 ; *P.R.6 Henry II*, p.17 を見られたい。
- (10) *P.R.31 Henry II*, p.193.
- (11) *P.R.2 Richard I*, p.123.
- (12) V.C.H.Wilts., vol.IV (1959), pp.431-2 ; H.W.Hewlett, "The Perambulations of the Forests in Wiltshire "*W.A.M.*, vol.IV, 1858, p.200 ; G.R.Grundy, "The Ancient Woodland of Wiltshire "*W.A.M.*, vol.XLVIII,

- 1939, p.575.
- (13) *C.Cl.R.,A.D.1231-1234*, p.46,370.
- (14) *Ibid.*, p.370 ; ハイルトへ修道院の歴史については V.C.H.Wilts., vol.III (1956) , pp.231-242.
- (15) *C.Cl.R.,A.D.1254-1256*, p.334.
- (16) *C.Cl.R.,A.D.1227-1231*, p.264.
- (17) *C.Cl.R.,A.D.1242-1247*, p.168, 198.
- (18) *Ibid.*, p.306,525.
- (19) *C.P.R.,A.D.1391-1396*, p.73.
- (20) *C.Cl.R.,A.D.1242-1247*, p.510.
- (21) *C.Cl.R.,A.D.1251-1253*, p.434.
- (22) *Ibid.*, p.201.
- (23) *Ibid.*, p.122.
- (24) O.Rackham, *Trees and Woodland*..., p.171 ; *idem, The History of the Countryside*, p.136.
- (25) P.Gough, *op.cit.*, p.23.ちなみに「一三五―一六〇年および一三六―一七一年の小麦一クォーター当たりの平均価格は、それぞれ七シリングおよび八シリングである」: J.Hatcher, *Plague,Population and the English Economy 1348-1530*, London,1977, p.51 Table III参照。
- (26) *Ibid.*, p.23.
- (27) P.Goriup ed., *The New Forest Woodlands*, The Forestry Commission, Newbury, 1999, pp.24-25.
- (28) O.Rackham, *Ancient Woodland*, p.185.

- (63) *Wills. Inq. p.m. 1327-77*, p. 223
- (64) *Wills. Inq. p.m. 1242-1326*, pp. 319-20, 425-6.
- (65) *Wills. Inq. p.m. 1327-77*, p. 314.
- (66) V. C. H. *Wills.*, vol. IV, p. 432. なお、一四世紀には、ジョン・行政全般に関する J. F. Williard and W. A. Morris ed., *The English Government at Work, 1327-1336*, vol. I, Chap. IX "The Forest" by Nellie Neilson, Cambridge, Massachusetts, 1940. を参照された。
- (67) The Rev. C. Wordsworth, "Customs of Wishford and Barford in Grovely Forest with further notes on Wishford" *W.A.M.*, vol. XXXV, 1907, pp. 294-315 ; なお、本稿は参考文献を、以下の第 II 及び第 III 章で、*オックスフォード・ペンシルトン・ホイヤー氏の研究*に、*オックスフォード* R. W. Bushaway, "Grovely, Grovely, Grovely and All Grovely" : Custom, Crime and Conflict in the English Woodland "*History Today*, vol. 31, May 1981 ; *idem*, "Ceremony, Custom and Ritual : Some Observations on Social Conflict in the Rural Community, 1750-1850" *Exeter Papers in Economic History*, No. 12, 1979 ; *idem*, "From Custom to Crime : Wood Gathering in eighteenth and early nineteenth-Century England : A Focus for Conflict in Hampshire, Wiltshire and the South", *Outside the Law : Studies in the History of Crime*, ed., J. G. Rule, University of Exeter, 1982 ; Bob Bushaway, *By Rite : Custom, Ceremony and Community in England, 1700-1800*, Junction Books, 1982. 以下のペンシルトン・ホイヤー氏のモノグラフは、表題は異なるものの、筆者がみた限りでは、内容的にはかなり重複している。また、最後に挙げた Bob Bushaway の著書中第六章 "Crime, Custom, and Popular Legitimacy" の内容・文章は、引用されている史料も含めて、上記 *Outside the Law : Studies in the History of Crime* 所収の Robert W. Bushaway の論文とほぼ同一であり、両氏は、同一人物ではなかとと思われる。

が、現在のところ未確認である。

- (34) The Rev. C. Wordsworth, *op.cit.*, p.305.
- (35) *Ibid.*, pp.306-7 ; R.W.Bushaway, "Grovely, Grovely, Grovely and All Grovely '....'" pp.42-3 ; *V.C.H.Wilts.*, vol.XV (1995), p.293.
- (36) John Evelyn, *The Dairy of John Evelyn*, with an Introduction and Note by Austin Dobson, vol.II, London, 1906, p.82.
- (37) Daniel Defoe, *A Tour Through the Whole Island of Great Britain*, vol.1, Everyman's Library, London, 1962, p.196.
- (38) R.W.Bushaway, "'Grovely, Grovely, Grovely and All Grovely' ..." p.39,
- (39) R.G.Albion, "The Timber Problem of the Royal Navy , 1652-1862 "*Mariner's Mirror*, XXXVIII, 1952, p.14.

なお、海軍と木材問題との関係については、R.G.Albion, *Forests and Sea Power: The Timber Problem of the Royal Navy, 1652-1862*, Cambridge, Harvard University Press, 1926 に詳しい。また、D.J.W.Sayer, "The Oak and the Navy" *Quarterly Journal of Forestry*, vol.LXXXVI, No.1, pp.40-43 も、小論ながら興味深い指摘を含んでいる。D・J・W・セイヤーによれば、海軍への木材供給は、「王政復古」期にすでに問題化しつつあった。

いわゆる「内乱」以前にあつては、軍艦建造も比較的小規模だったため、建艦資材の供給不足はさほど深刻なものではなかったようだ (G.Hammersley, "The Crown Woods and Their Exploitation in the Sixteenth and Seventeenth Centuries" *Bulletin of the Institute of Historical Research*, vol.XXX, 1957, p.151.)。木材はかさばったため、運送経費もかさんだ。木材価格も、最終的には運送コストによつて左右されたのである。一説に

は、木材の運送経費は、小麦のそれの約一〇倍だったという。この点については、M.Murphy, "The Fuel Supply of Medieval London, 1300-1400" *Franco-British Studies*, vol.20, 1995, p.89 を参照。

(40) J.Thirsk ed., *The Agrarian History of England and Wales*, vol. VI, Cambridge University Press, 1989, pp.484-501. "Timber" は、主に梁や板材とった建築資材として利用された。一方 "Wood" は、薪炭や棒・柴などを産出した。この点については、P.Preece, "Wood products from the Oxfordshire Chilterns before 1830" *Local Historian*, vol.20, No.2, 1990, p.73 を参照。

(41) R.W.Bushaway, "From Custom to Crime..." p.76. 西部地域における暴動については、D.G.C.Allan, "The Rising in the West, 1628-1631" *Economic History Review*, 2nd ser., vol. V, 1952-3, pp.76-85; John Stevenson, *Popular Disturbances in England, 1700-1832*, London, 1979, p.53 参照。また「トキメン」については、近藤和彦『民のモラル』、山川出版社、一九九三年、二二―三六頁を参照。

(42) たとえば、ニューカッスル公爵は「内乱」期に樹木盗伐で総額四万五千五百ポンドの損害を被った：C.H.Firth ed., *Life of William Cavendish, Duke of Newcastle*, London, 1907, p.79; H.C.Darby, ed., *An Historical Geography of England before A.D.1800*, Cambridge, 1961, p.396; クロムウェルの「共和政」期には、相当量の木材が伐採されたようだ。例えば、ティーン・フォレストでは、四万本以上の樹木が伐採されたという。この点については、L.M.Cantor, *The Changing English Countryside, 1400-1700*, London, 1987, pp.104-5; P.J.N.Havins, *The Forests of England*, London, 1976, p.98.

(43) R.W.Bushaway, "From Custom to Crime..." pp.77-79; Bob Bushaway, *op.cit.*, p.215.

(44) R.W.Bushaway, "From Custom to Crime..." p.79; *idem*, "Grovelly, Grovelly, Grovelly and All Grovelly..." p.38; Bob Bushaway, *op.cit.*, p.217.

- (45) M.J. Ingram, "Law and Disorder in early seventeenth century Wiltshire" *Crime in England, 1550-1800*, ed., J.S. Cockburn, London, 1977, p.128.
- (46) R.W. Bushaway, "From Custom to Crime..." pp. 79-80; *idem*, "'Grovely, Grovely, Grovely and All Grovely'..." p.38; Bob Bushaway, *op.cit.*, pp.217-8.
- (47) J.A. Sharpe, *Crime in Early Modern England, 1550-1750*, London, 1984. pp.123-4.
- (48) R.W. Bushaway, "From Custom to Crime..." P.68; Bob Bushaway, *op.cit.*, p.209.
- (49) J. Nisbet "The History of the Forest of Dean in Gloucestershire" *English Historical Review*, vol. XXI, 1906, pp.453-4; N.D James, *A History of English Forestry*, Oxford, 1981, APPENDIX II, pp.308-9.
- (50) *Hampshire County Magazine*, I, no.xxii (October 1787), cited by R.W. Bushaway, "From Custom to Crime..." pp.81-82; Bob Bushaway, *op.cit.*, pp.218-9.
- (51) *Hampshire Chronicle*, 13 August 1792, cited by R.W. Bushaway, "From Custom to Crime..." p.82; Bob Bushaway, *op.cit.*, p.219.
- (52) *Annual Hampshire Repository*, I (1799-1800) p.98, cited by R.W. Bushaway, "From Custom to Crime..." p.84; Bob Bushaway, *op.cit.*, p.220.
- (53) The Rev. C. Wordsworth, *op.cit.*, pp.300-301.
- (54) *Ibid.*, p.300, note 4; *V.C.H. Wilts.*, vol.XV (1995), p.287.
- (55) R.W. Bushaway, "'Grovely, Grovely, Grovely and All Grovely'..." p.43.
- (56) *Ibid.*, p.43; K. Watts, *Exploring Historic Wiltshire*, vol.2: South, Bradford on Avon, Wiltshire 1998, p.93.
- (57) *V.C.H. Wilts.*, vol.XV (1995), p.287; R.W. Bushaway, "'Grovely, Grovely, Grovely and All Grovely'..."

p.43. 今日ソールズベリ大聖堂でおこなわれる儀式では、"Grovely [...] の掛け声は、一六〇三年当時よりも一回きつゝ三回になつてゐる。

(8) P.A.Stamper, "The Medieval Forest of Pamber, Hampshire" *Landscape History*, vol. V (1983) pp.46-48 ; O.Rackham, "Archaeology and Land-use history" *Essex Naturalist*, NS,2 (1978) pp.28-36.

(9) O.Rackham, *Ancient Woodland*, p.183. 中世の共同利益権については、ヤコブタの J.R.Birrell, "Common Rights in the Medieval Forest : Disputes and Conflicts in the Thirteenth Century" *Past & Present*, No.117, 1987, pp.22-43を参照。

(10) Edward P.Thompson, *Customs in Common*, London, 1991, Penguin Books, p.104.

(11) R.W.Bushaway, "Grovely, Grovely, Grovely, and All Grovely"…" p.38 ; Bob.Bushaway, *op. cit.*, p.214において、ブッシュアウェイは、木材所有権への侵害を禁じている一八世紀の立法は、前世紀に広範にみられた破壊行為と略奪行為を阻止するためのものであったと指摘しているが、「破壊行為」や「略奪行為」が、どの程度のものであったのか、立ち入った検討はなされていない。筆者は、一八世紀における盗木犯罪の取締まり強化立法の背景には、木材資源の枯渇という事態が横たわっていたのではないかと推測している。

